

調書1 補助金等調査表（チェックシート）

所属 社会福祉課

（1）補助金の内容

名 称	浦安市社会福祉協議会補助金		
交 付 開 始 年 度	昭和56年度	終了予定年度	
交 付 先	浦安市社会福祉協議会		
交 付 の 目 的 ・ 必 要 性	社会福祉事業の能率的運営と地域福祉の増進を図る目的で、民間組織としての自主性と、広く市民や社会福祉団体関係者に支えられた公共性を持つ社会福祉協議会に対し、運営費及び事業に要する経費の一部を補助している		
対 象 事 業 の 内 容	法人運営費（人件費）、地域福祉活性化事業、ボランティアセンター運営事業、災害ボランティアセンター運営事業		
形 態	☐ 事業補助 ☐ 運営補助 ☒ 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは ☐ 事業補助 ☒ 運営補助		
直 近 の 見 直 し 状 況	見直した時期		
	内 容		
交 付 申 請	受領書類	☒ 事業計画書 ☒ 収支予算書 その他（ ）	
	確認内容	活動計画書及び予算書に基づき、予定された計画が、要綱に即しているか、事業内容は適切か、予算額が補助対象経費と対象外経費の区分を明確に分けているかを確認する。	
実 績 報 告	受領書類	☒ 事業計画書 ☒ 収支予算書 その他（ ）	
	確認内容	活動報告書及び決算書に基づき、要綱に即しているか、事業実績は適切か、決算額が補助対象経費と対象外経費の区分を明確に分けているかを確認する。	

補助金等調査表（チェックシート）

（２）補助金見直しの基本視点に基づく評価

（※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること）

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		広く社会に利益をもたらす	地域福祉は人どうしのつながりによってもたらされることが多く、特に高齢者や子育て世帯の人どうしが出会える場を提供できていることは、多くの人に生きがいや、地域で暮らしていく上での交流を生み出すという公益性が非常に高いものと考えられ、地域共生社会の形成推進に寄与するものである。地域福祉サービスの提供を継続していくことは、住民を主体とした地域づくりという大きな利益をもたらすものである。
公益性	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		ほとんど合っている	地域住民の居場所づくり、相談事業、サロン活動などの利用状況：高洲地区5,039人、堀江地区3,024人、富岡地区1,481人、当代島地区5,430人（R5年度、来所・参加者数総計）ボランティア登録人数 団体：416人 個人：205人（R5年度末時点）これらは、住民主体の地域づくりや生活支援に直結しており、時代や社会情勢に即しているといえる。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域の福祉の推進を図る」ことを目的として各市町村に設置されるものであり、市町村単位で必要とされている。これは地域福祉の公益性が高いことを意味しており、また、地域共生社会の実現や住民主体の地域づくりなど、社協の事業運営、実施事業に市が補助金を交付し、関与するのは妥当である。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できない	公益性が高く、事業の継続が重要であることを考えると、社会福祉協議会の運営の堅実性・確実性が求められる。社会福祉協議会はもともと公益性の高い事業の実施母体（法人）であるため、当該事業からは利益をあげることを第一目的としていない。このため、すべてを自主財源のみで事業を行うことは困難であり、団体運営を確実にするため人件費を含めた一定の補助金を交付する必要がある。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		高い	地域福祉は生活に密着しており、市民の生活サポートに直結していることから、市民ニーズに非常に効果的である。地域福祉の中心となっているサロン運営「ぼっかぼか」の参加・協力者数は、年間延15,000人余りとなっており、地域住民の支えあいのためにきめ細かな活動をしており、市民ニーズの高さを示している。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		即している	福祉に必要な人材を確保しており、民生委員や自治会、老人クラブ、福祉事業所、学校などと連携している。各々の団体の視点から地域福祉の提供が可能で、かつ連携しながら生活に密着した市民生活のサポートに直結していることから、上記の参加・協力者数に至っており、市民ニーズに即しているといえる。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。
		できる	社会福祉協議会の各種事業は他の団体では実施できない、きめ細かな地域福祉事業を実施しており、安定した事業実施のため、そしてその地域福祉の担い手の役割を担う団体へ補助をする意義は大きい。
	補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		未設定	地域福祉の根幹をなす補助は、地域福祉事業の実施を考慮して、期限を決めて実施することはそぐわず、継続した事業実施が必要である。今後とも、補助交付は見直しを進めつつ、継続する見通し。
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。
		はい	新年度事業計画書や、補助金内訳書により確認。

補助金等調査表（チェックシート）

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	本市は、総合計画の基本姿勢として「共生・尊重」を掲げており、住み慣れた地域での暮らしの継続という視点から地域で支えあえるまちづくりを目指している。地域福祉は地域での支えあいを通じて、市民一人ひとりがお互いを理解・尊重し、助け合うといった本市の協働を推進し、「共助」のしくみを構築する本市の施策と整合している。
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
	はい	本市は、基本目標の一つに「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」を掲げており、住み慣れた地域で支えあうまちづくりを目指している。長く住み続けてもらうための切れ目のない福祉のサービス提供や、東日本大震災を経験した特性とする本市において、社協の地域福祉活動計画と連動した地域福祉はその役割を担うものである。	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金がその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		はい	行政、地域と連携して地域福祉を体系的に継続し、強力的に推進していく団体は市内においては他にはない。本市の地域福祉計画を踏まえ、地域福祉行動計画を策定し、幅広い地域福祉の担い手やその育成について、公益性を確保しながら事業実施を展開するのは社会福祉協議会がふさわしい。
		「いいえ」の場合、補助金がその事業者だけに交付される合理的理由を記入。	
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
	設定済	補助金の要綱の中で、補助率の規定はないが、上限額が設定されている。要綱は事業費、法人運営費用に分けて規定はされていないが、上限額は事業拡大に伴う人件費の上限を設定したもの。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		評価	評価理由
		十分効果をあげている	地域福祉は地域での支えあいを通じて、市民一人ひとりがお互いを理解・尊重し助け合う姿を目指しており、自分らしく活躍できるコミュニティの場を提供できていることは、十分な効果があると言える。
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	地域活性化事業、ボランティア事業など、社会福祉法人である社協が主体性をもって、自主事業としての取り組みを以て機動性が高い。公益性が高い一方で、民間組織でもある法人に創意工夫を期待して自主性の高い使途が可能な補助金を交付することは合理的である。
	国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乗せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。
ない			
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	事業報告書、決算書及び関係添付書類。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	

補助金等調査表（チェックシート）

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由	
		はい	地域福祉の推進を目的としていることから、各種地域福祉事業や法人運営の目的に照らし、補助事業（地域活性化事業、ボランティア事業など）からみて整合している。団体として、各種事業について活動実態がある。	
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。	
		はい	浦安市社会福祉協議会ホームページにおいて、事業報告・決算を公開している。	
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。	
		はい	・本市監査委員による財政援助団体等監査 ・社会福祉法人及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を経営する社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という）に対して市が行う指導監査	
	補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きいの方を選択してください。	
		運営補助	地域福祉の根幹を担う法人については、地域福祉サービスの安定した供給という側面から人材の人件費確保が必要であり、社会福祉法人の収益事業が法により制限されていることから、自主財源により安定運営を目指すには不十分であることによる。市の職員も出向しており、人件費補助は必要。	
	市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。	
		行っていない		
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 （※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと）	評価	具体的な根拠指標	
		いいえ	直近決算額における補助金額 71,919,224 円 繰越金額 _____ 円 { うち補助事業会計分 _____ 円 うち団体独自会計分 _____ 円	
			繰越金額が生じた具体的な原因について記入。	
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。	

補助金等調査表（チェックシート）

（３） 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

補助金使途は、近隣市と比べて特別というものはなく、同様のものとなっている。地域福祉事業の安定した実施のために必要な交付といえ、人件費等の見直しを図りつつ、今後も継続すべきものである。

（４） 補助金の課題

現在、社会福祉協議会の運営及び事業に要する経費として人件費及び地域福祉事業等の経費に対し補助金を交付しているが、人件費の支出抑制が課題。

（５） 所属長の総合評価

収益が見込めないもののニーズの高い自主事業については、市の補助金の活用を踏まえ、協議を継続する。他市の運営状況を踏まえ、特に補助金のあり方について検討する。

（６） 補助金の今後の方向性

☐ 現行のまま継続
☒ 見直しをしたうえで継続
☐ 廃止
☐ その他

その他の内容

現行 継続の 理由	
-----------------	--

見直しの時期	令和８年度
見直しの 内容	「運営補助から事業補助に移行」の見直しが可能かを検討する。

廃止の時期	
廃止の理 由	